



## 悪質な「出会い系サイト」で被害

## 事例

コロナ禍でバイト収入が減ったため、メールで男性の相談相手になれば収入が得られるという「出会い系サイト」に登録。お金を受け取るにはポイント購入が必要と言われ4万5千円を払ったが、さらに7万円請求された。払わないといけないか？（20才代、女性）



## アドバイス

- ◎ 心当たりのないメール、間違いを装った迷惑メールが悪質出会い系サイトの入口になることが多いため返信しない。
- ◎ 副業を検索することで出会い系サイトに誘導されることが多いため注意する。
- ◎ サイト利用料金を高額にするため、「出えない」ままメール交換を継続させる事例が多い。（サクラサイト商法（※）に注意！）



※サイト業者に雇われた“サクラ”が、異性、芸能人、社長などになりすまし、消費者の気持ちを利用して有料サービスを利用する手口。

おかしいと思ったら最寄りの消費生活センターにすぐ相談!!

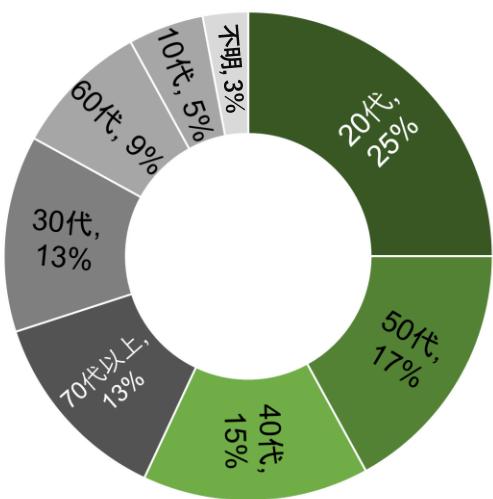
あかし消費生活センター	078-912-0999	加西市消費生活センター	0790-42-8739
加古川市消費生活センター	079-427-9179	加東市消費生活センター	0795-43-0502
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	多可町消費生活センター	0795-32-3322
三木市消費生活センター	0794-82-2000	稻美町消費生活センター	079-492-9151
高砂市消費生活センター	079-443-9078	播磨町消費生活センター	079-435-1999
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1000		

消費者ホットライン番号188(いやや泣き寝入りと覚えてね)  
お近くの相談窓口につながります

## 【「出会い系サイト」の相談データ（兵庫県内）】



年代構成 (2020年度)



## 【「出会い系サイト」苦情の主な特徴 (2020年度苦情(537件)の分析)】

### 出会い系型 (40%)

異性に会うためにメール交換を続け利用料が高額になる

#### 事例

コロナ禍で在宅勤務が続き他人と気軽に喋りたかったので、出会い系サイトで男性とメール交換を始めた。「本会員になら個人情報が交換でき会える。会費は会ったときに返す」と言うので10万円支払ったが会えない。

### 利益誘引型 (35%)

副業サイトをきっかけに出会い系サイトに誘導される

#### 事例

人の相談相手になれば報酬が得られるというサイトに3万円支払い登録。実際に何回かメールで相談相手になったが、報酬をもらうためのライセンス料や手数料として7万円請求された。

### 退会型 (7%)

出会い系サイトに登録したが退会できず課金が続く

#### 事例

婚活サイトに500円で登録。2か月後退会を申し出たところ7万円の利用料の請求があった。驚いて問合せしたところ、契約の翌月からサイトは継続契約になっていると言われた。

### 同情型 (6%)

同情心や責任感でメール交換が止められなくなる

#### 事例

間違いメールをきっかけに芸能人とメール交換を始めた。マネージャーや事務所の社長から「メール交換は秘密にして欲しい、お礼はする」と言われ、疲れている芸能人に同情して2年間で数十万円のポイント購入をしたが、だまされたようだ。